

## 浜田応援団設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民と共に地域を支え、地域及び企業の課題解決及び活性化を図るため、浜田応援団（以下「応援団」という。）を設置することとし、その設置に関し必要なことを定める。

### (構成)

第2条 応援団は、浜田応援団員（以下「団員」という。）をもって構成する。

### (登録要件)

第3条 団員の登録要件は、浜田市（以下「市」という）に住所を有しない者であって、浜田に愛着を持ち、地域等の応援活動を実施する意思がある者とする。ただし、団員が18歳未満の場合、保護者の同意を得た者とする。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。

### (任期)

第4条 団員の任期は、登録承認から翌年度3月31日までとする。ただし、任期満了までに継続の申し出がある場合は、任期をさらに2年延長できることとし、以降も同様の扱いとする。

### (団員の役割)

第5条 団員は、次の役割を担う。

- (1) 地域及び企業の課題解決及び活性化を図ること。
- (2) 市及び地域の情報発信に努めること。
- (3) その他市の魅力向上に寄与すること。

### (登録)

第6条 団員の登録を希望する者は、浜田応援団登録申請書（別記様式）を市長に提出する。

2 団員の登録の承認は、登録証の送付をもって代える。

3 申請情報は、市が管理する浜田応援団台帳（以下「台帳」という。）に記載し、応援活動の目的で利用する。

### (登録削除)

第7条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合は、団員の登録を削除する。

- (1) 団員から辞退の申し出があった場合
- (2) 市長が団員としてふさわしくないと判断した場合  
(禁止)

第 8 条 団員は、その地位を営利、宗教又は政治活動の目的で使用してはならない。

(責任)

第 9 条 団員は、前条の規定に反して応援活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害を与えた場合は、当該団員がすべての責任を負うこととし、市は一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第 10 条 応援団の事務を処理するため、定住関係人口推進課に事務局を置き、次の役割を担う。

- (1) 台帳を適正に管理すること。
- (2) 市への愛着を深める情報及び手段を提供すること。
- (3) 市を応援する活動の実施に必要な情報及び手段を提供すること。
- (4) 同制度が親しみやすく、継続性のある制度となるよう努めること。

(個人情報の保護)

第 11 条 台帳に記載した個人情報は、目的以外のことには使用しない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほかに必要なことは、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。